

寺迫地区・下寺中灰塚地区まちづくり提案書（第2次）

令和元年12月

寺迫地区まちづくり協議会

目 次

第1章 寺迫地区及び下寺中灰塚地区の概要 -----	1
1-1 位置-----	1
1-2 人口-----	2
1-3 被災状況-----	2
1-4 まちづくりの課題-----	3
第2章 復興まちづくり計画 -----	6
2-1 復興まちづくり将来像（目標）-----	6
2-1 復興まちづくりにおける提案事項-----	6
（1）第1次提案事項（提出済）-----	7
（2）第2次提案事項-----	9
①都市防災について-----	11
②地域コミュニティの形成について-----	19
③地域防災対策の推進について-----	21
参考資料 -----	24
寺迫地区まちづくり協議会規約-----	25
寺迫地区まちづくり協議会の体制-----	28
寺迫地区まちづくり協議会の経緯-----	29

第1章 寺迫地区及び下寺中灰塚地区の概要

1-1 位置

「寺迫地区まちづくり協議会」は、寺迫地区及び下寺中灰塚地区の2地区を対象としています。

寺迫地区及び下寺中灰塚地区は、益城町の中心である木山交差点を過ぎ、国道443号より東側に位置しており、都市計画上は、寺迫地区は大部分が市街化区域（東側一部が市街化調整区域）に、下寺中灰塚地区は全域が市街化調整区域に指定されています。また、地区内を幹線道路である県道熊本高森線が東西方向に通っています。

両地区は、益城町役場（旧庁舎）や文化会館などの公共施設、医療・商業施設などが立地した生活利便性の高い木山地区に隣接し、地区内は住宅地や農地として利用されています。また、木山城址公園や秋津川河川公園が寺迫地区の西側～南側に位置しています。

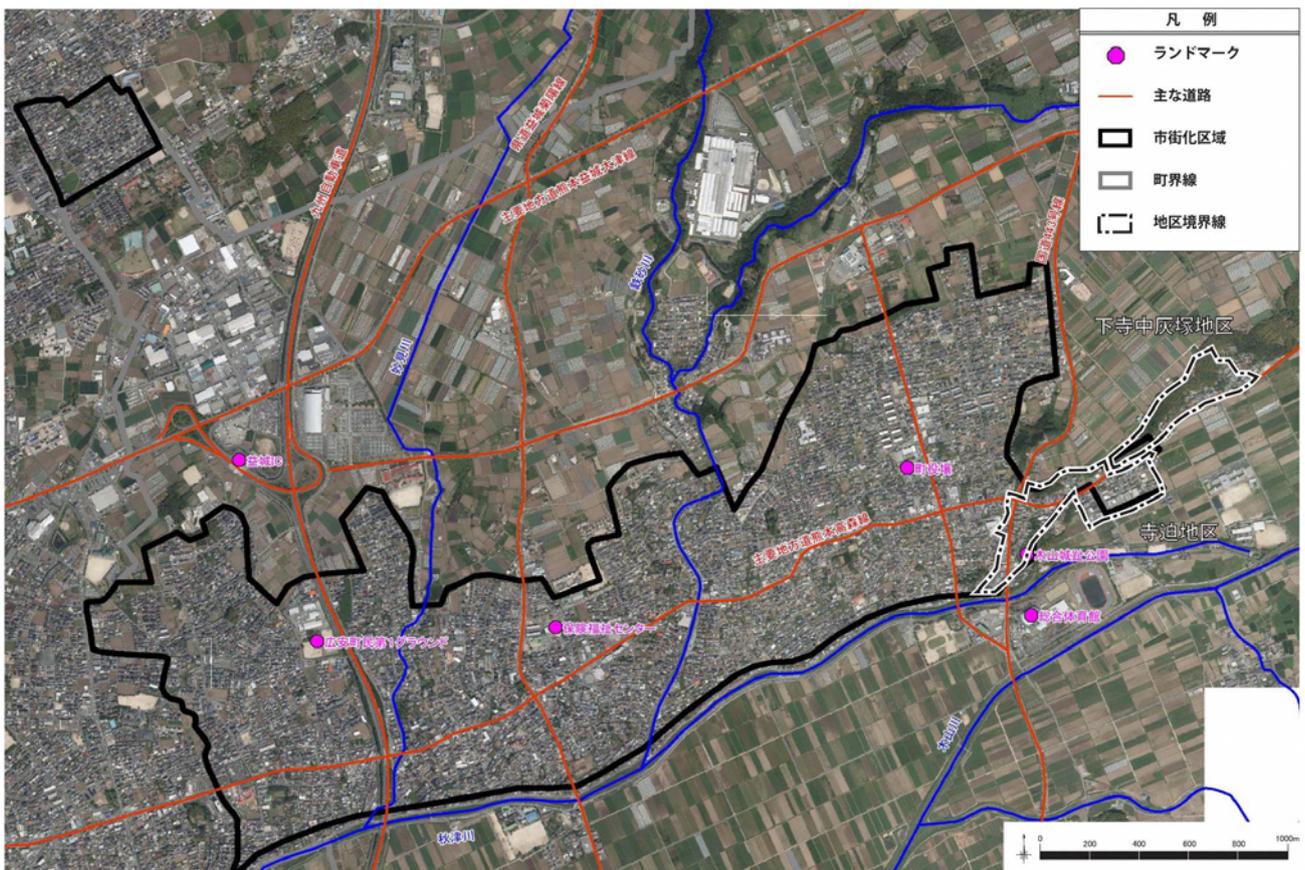


図 寺迫地区及び下寺中灰塚地区の位置

1-2 人口

行政区別人口表（益城町役場ホームページより）によると、平成 28 年熊本地震前の寺迫地区の人口は、被災前の平成 28 年 3 月末と平成 31 年 3 月末と比較すると、人口は 57 名の減少、世帯数は 18 世帯の減少となっており、熊本地震の影響によって約 9%の人口減少となっています。

下寺中灰塚地区の人口は、被災後の平成 29 年 3 月末では、被災前（平成 28 年 3 月末）と比較して、人口、世帯数ともに若干の増加がみられましたが、その後は、人口は減少し、世帯数は増加しています。被災前の平成 28 年 3 月末と平成 31 年 3 月末と比較すると、人口は 6 名の減少、世帯数は 3 世帯の増加となっており、熊本地震の影響によって約 5%の人口減少となっています。

■寺迫地区（行政区）

	男	女	計	世帯数
平成 28 年 3 月末	236	281	517	198
平成 29 年 3 月末	229	264	493	194
平成 30 年 3 月末	216	254	470	186
平成 31 年 3 月末	215	245	460	180

■下寺中灰塚地区（行政区）

	男	女	計	世帯数
平成 28 年 3 月末	60	66	126	49
平成 29 年 3 月末	63	65	128	50
平成 30 年 3 月末	60	65	125	53
平成 31 年 3 月末	56	64	120	52

（出典：益城町役場ホームページ 行政区別人口表より）

1-3 被災状況

罹災証明における家屋の被害状況によると、寺迫地区では全壊が 152 棟（52%）と最も高い割合になっています。下寺中灰塚地区でも全壊が 32 棟（42%）と最も高い割合になっています。

また、両地区とも、罹災証明を受けた家屋のほぼ約 9 割が一部損壊以上の被害を受けており、益城町全体と比較しても、甚大な被害を受けていることがわかりました。

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	被害無し
寺迫地区	152 棟 (52%)	11 棟 (4%)	35 棟 (12%)	61 棟 (21%)	36 棟 (12%)
合計	295 棟				
下寺中灰塚地区	32 棟 (42%)	6 棟 (8%)	11 棟 (15%)	17 棟 (22%)	10 棟 (13%)
合計	76 棟				

（出典：益城町役場 被災状況データより）

1-4 まちづくりの課題

寺迫地区及び下寺中灰塚地区の住民で勉強会（「地区をみんなで考えよう会」）を開催し、これまで地区が抱えていた課題や地震により判明した課題などについて意見交換を行いました。そこでわかった寺迫地区及び下寺中灰塚地区の主な課題やこれからの地区や避難地に思うことは次のとおりです。

熊本地震前からの課題		
・県道高森線の歩道狭い	・水路狭い あふれている	・土砂崩れ数回あった
・行き止まり	・水が溜まる	・高い石垣（4～5m）
・狭くて曲がりにくい細い道	・水路（両方）ふたがない	
・暗かった 街灯が無い		
・通学路狭い		

熊本地震時・後の課題	
・避難場所（公園など）がなかった	・ブロック、瓦等で通れなかった
・行き止まり道路があった	・電柱が倒れた
・道路がなくなった	・家の電線がはずれていた
・道のひび割れ、陥没	・下水管陥没
・国道が車線規制	・水路崩れ
・緊急車両のみしか通れなかった	・橋落ち
・えんまさんが壊れた	・マンホールの浮き上がり
・家屋、ブロック塀、よう壁、法面、お墓の石の崩れ	・土砂
	・地震後の雨

豪雨時の課題	
・避難ができない	・水が集まる、あふれる
・水害のとき行くところがない→公民館	・堤防を越えて水があふれる
・県道熊本高森線の歩道の側溝のふた	・水がはき切れず溜まる
・通学路 雨であふれている	・水路崩れ
・行き止まりあり	・水、土砂が流れてくる
・迫川 一気に流れてくる、崩れる	・土地が低い
・秋津川	・土砂崩れ
・水が多すぎて流れない	・土手が崩れた

これからの地区に思うこと	
<p>【高齢者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年寄りがあそべる グランドゴルフしている ・老人に優しいまち <p>【コミュニティ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティが分断 ・仮設の人たちが来られない ・サロンをもっと活発に ・サロンに参加者を増やしたい ・隣保組 球技大会 打上げ←これをもう一度やる ・水資源の作業、グランドゴルフ→集まる機会 ・グランドゴルフ、ビーチバレー、打上げ <p>【交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の話し相手がいる町 ・コミュニケーションをもっと活発に ・世代間の交流 ・色んな人が来られる雰囲気 	<p>【道路関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高森線車道と歩道の上にガードレール→安心 ・交差点をもっと安全に ・曲がり角を広くして欲しい ・お墓の道を広く <p>【排水関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迫川のかさ上げを早急に ・グレーチングが少ない→整備 <p>【木山城址公園関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木山城をもっと活用しやすく（道を広く、歩いて上がりやすく） ・城址公園の復旧 ・木山城址のぼる道を広く ・上がりやすい道の整備 ・木山城址←つなぐ→避難地（一体化） <p>【照明関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街灯を作ってほしい ・外灯を明るく <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よう壁工事を早く終わらせる

避難地に思うこと	
<ul style="list-style-type: none"> ・斜面の所も公園に ・砂利より芝が良い ・広場があった方が良い ・あずまやなどは片側に ・城址公園とつなぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ・寺迫公民館とスロープか階段で連結させる ・詰所にしたい 道がネック 県道まですぐ出られない ・避難路つなぐ ・周辺の道路を拡幅 ・下灰公民館を避難所として指定

【地区の現状を知る など】



【避難地に思うこと】

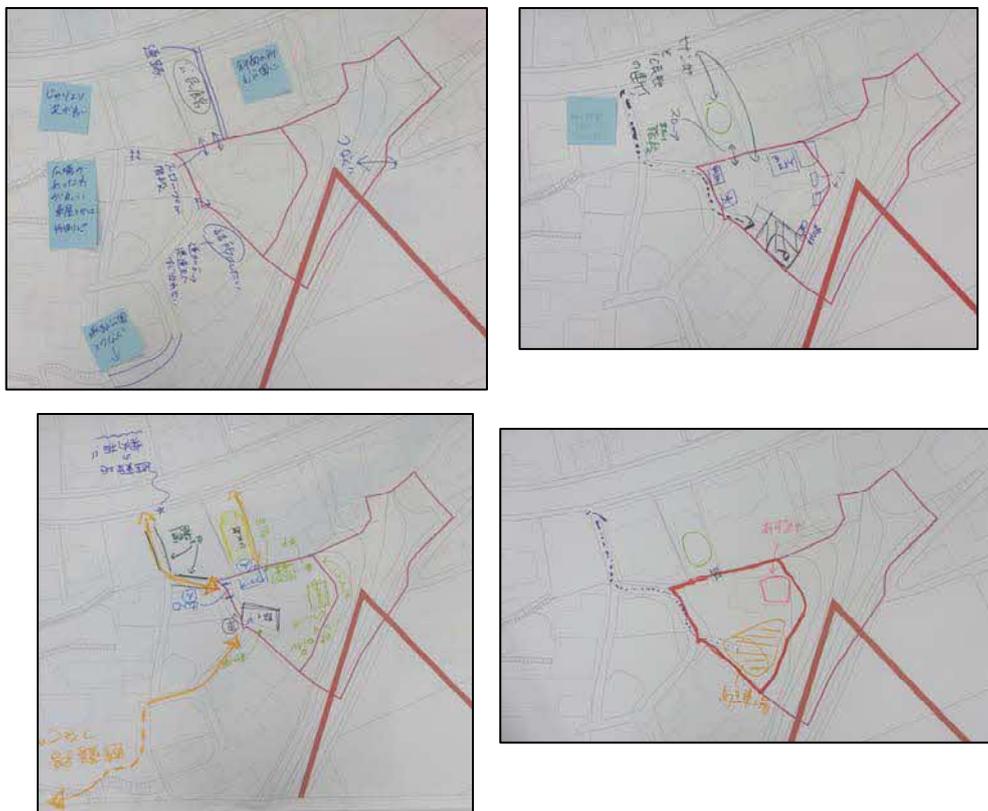


図 「地区をみんなで考えよう会」で抽出された課題（ワークショップの成果図面）

第2章 復興まちづくり計画

2-1 復興まちづくり将来像（目標）

寺迫地区まちづくり協議会では、「地区をみんなで考えよう会」や役員会を重ね、寺迫地区及び下寺中灰塚地区住民の復興に対する想いに耳を傾けてきました。その結果を、復興まちづくり将来像としてここに示します。

人と人、地区と地区が結び会うまち 寺迫・下寺中灰塚
 ～人々が集い、交流し、多世代の笑顔にあふれ、
 木山城址公園や県道熊本高森線を軸とした安全・安心な地区～

【参考】

「地区をみんなで考えよう会」では、下記に示すとおり、「集う」「会う」、「交流」「融合」、「多世代」「時代」、「笑顔」「輝き」、「安全・安心」や木山城址公園、県道熊本高森線との関係に関する意見がありました。

項目		意見
人の動き・働きなど	高齢者	年寄りがあそべる グランドゴルフしている
		老人に優しいまち
	コミュニティ	コミュニティが分断
		仮設の人たちが来られない
		サロンをもっと活発に
		サロンに参加者を増やしたい
		隣保組 球技大会 打上げ←これをもう一度やる
		水資源の作業、グランドゴルフ→集まる機会
		グランドゴルフ、ビーチバレー、打上げ
	交流	高齢者の話し相手がいる町
コミュニケーションをもっと活発に		
世代間の交流		
色々な人が来られる雰囲気を		
施設などの整備	道路関係	高森線車道と歩道の間ガードレール→安心
		交差点をもっと安全に
		曲がり角を広くして欲しい
		お墓の道を広く
	排水関係	迫川のかさ上げを早急に
		グレーチングが少ない→整備
	木山城址公園関係	木山城をもっと活用しやすく（道を広く、歩いて上がりやすく）
		城址公園の復旧
		木山城址のぼる道を広く
		上がりやすい道の整備
		木山城址←つなぐ→避難地（一体化）
	照明関係	街灯を作ってほしい
		外灯を明るく
その他	よう壁工事を早く終わらせる	

※赤字：「集う」「会う」に関係

緑字：「多世代」「時代」に関係

橙字：「安全・安心」に関係

青字：「交流」「融合」に関係

紫字：「笑顔」「輝き」に関係

~~~~~：木山城址公園、県道熊本高森線に関係

## 2-2 復興まちづくりにおける提案事項

### (1) 第1次提案事項（提出済）

寺迫地区まちづくり協議会では、令和元年9月末日に、避難地に関する提案として、「寺迫地区まちづくり提案（第1次）」を提出しました。

### 【参考】寺迫地区まちづくり提案（第1次）

#### ①都市防災について

#### 【復興】提案事項：公園整備（避難地）

災害が発生した場合、地区の公園は<sup>いっとき</sup>一時避難地となり、安全が確保されるまでそこに留まることが避難の原則ですが、寺迫地区及び下寺中灰塚地区には、公園が地区の端に位置する木山城址公園と秋津川河川公園の2箇所しかありません。そのため、緊急時に第一に避難すべき避難地（<sup>いっとき</sup>一時避難地）が定められておらず、また、そのような場所がなかったため、平成28年熊本地震時には混乱が生じました。

公園は防災機能のみならず、本来は、平時の潤いある生活や都市緑地の創出、そして、子どもの遊び場や、高齢者の憩いの場、住民の交流場など、多くの役割を担うものです。また、その配置も重要となります。

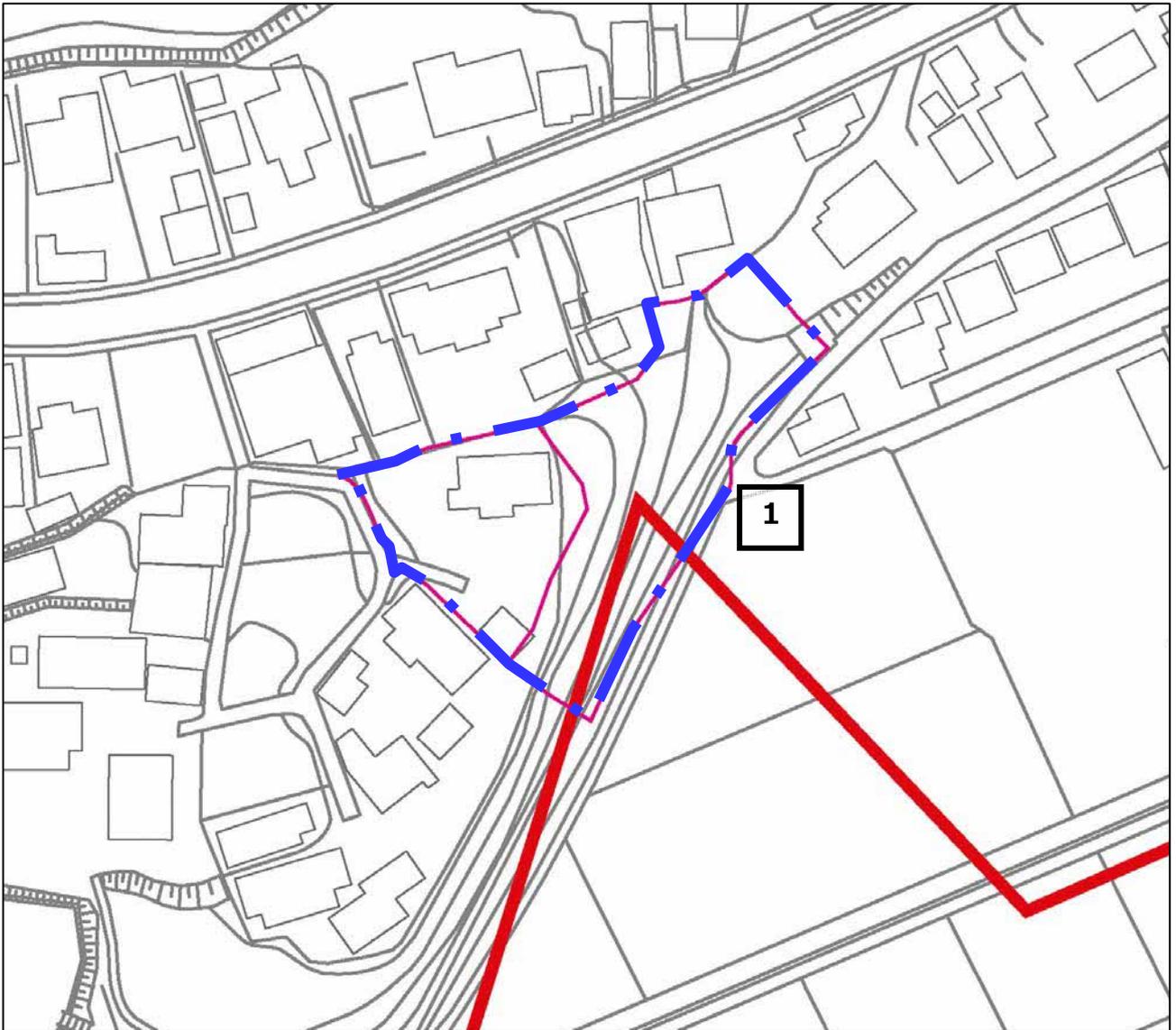
これらを踏まえ、寺迫地区の南西側、下寺中灰塚地区の南東側に、災害時には<sup>いっとき</sup>一時避難地となるとともに、木山城址公園と連携して地区の日々の憩いの場となる公園の整備を提案します。

| 番号 | 提案事項                         | 優先順位 | 参考         |            |      |
|----|------------------------------|------|------------|------------|------|
|    |                              |      | 概算事業費      | 事業手法       | 合意形成 |
| 1  | 公園整備（A=3,068m <sup>2</sup> ） | A    | 192,148 千円 | 都市防災総合推進事業 | 済み   |

優先順位：A>B>C

※番号は、p. 8の図に対応する

<整備位置図：公園整備・避難地>



— — — — — : 整備位置



●寺迫地区・下寺中灰塚地区まちづくり提案事項（第2次）案

| 番号       | 提案項目                     | 概要                                                |
|----------|--------------------------|---------------------------------------------------|
| 1        | 避難路の整備（新設）               | ・避難地が県道熊本高森線や木山城趾公園との連携が可能となる道路の整備                |
| 2        | 避難路の整備<br>（既存狭あい道路の拡幅など） | ・緊急車両の進入が可能となるよう、既存の狭あい道路の拡幅、隅切の整備                |
| 3        | 避難路の整備<br>（柵の設置）         | ・避難地に繋がる既存の道路への安全性確保のための柵の設置                      |
| 4        | 避難地内出入り口部及び通路の整備         | ・多方面からの避難に対応した避難地内の斜面側出入り口及び通路の整備                 |
| 5        | 避難地隣接施設の整備               | ・避難地、寺迫公民館、県道熊本高森線を繋ぐためのスロープ・階段、通路の整備             |
| 6        | 公民館出入り口部の整備              | ・日常及び災害時に車いすなど、誰でも利用しやすい、寺迫公民館、下寺中灰塚公民館出入り口部の舗装整備 |
| 地域の安全性確保 |                          |                                                   |
| 7        | 県道熊本高森線沿いの斜面の整備検討        | ・急斜面の解消や地割れなどの整備・対策検討                             |
| 8        | 雨水排水設備の改修検討              | ・雨水排水処理機能向上のための側溝や排水管の改修検討                        |
| 9        | 街灯の整備                    | ・夜間でも安全・安心な歩行者空間確保のための街灯の新設                       |
| 10       | 県道熊本高森線及び接続箇所の整備検討の促進    | ・歩行者の安全が確保された歩道や接続道路交差部の整備検討の促進                   |

※番号は、p. 9の図に対応する

次頁以降に、各提案項目の詳細を述べる。

## ①都市防災について

### 【復興】提案事項 1：避難路の整備（新設）

「寺迫地区まちづくり提案（第 1 次）」で提案した避難地に繋がり、避難路となる道路は、現在 1 道路のみとなっており、さらにその道路は行止りとなっています。

同避難地を中心として、主要幹線や周辺の既存公園などを繋ぐ道路を複数配置することは、災害時の円滑な避難に多大な貢献をもたらすことになります。

これらを踏まえ、都市の防災機能の向上のために、同避難地が県道熊本高森線や木山城址公園との連携が可能となる道路（避難路）の整備（新設）を提案します。

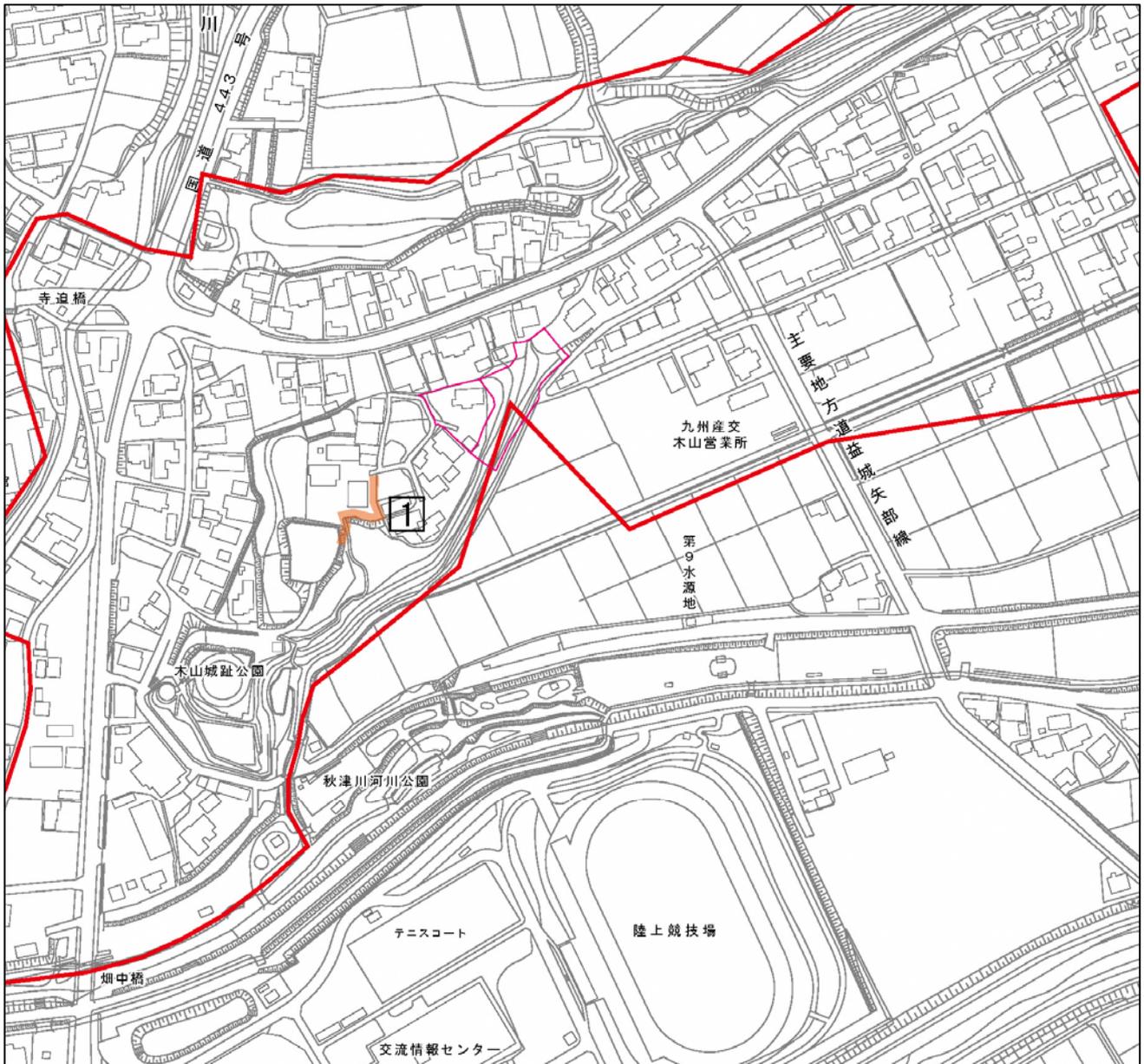
| 番号 | 提案事項                       | 優先<br>順位 | 参 考       |                |      |
|----|----------------------------|----------|-----------|----------------|------|
|    |                            |          | 概算事業費     | 事業手法           | 合意形成 |
| 1  | 避難路の整備（新設）<br>（W=6m、L=60m） | A        | 23,700 千円 | 都市防災総合<br>推進事業 | -    |

優先順位：A> B> C

※番号は、p. 12 の図に対応する

※事業費には、家屋補償費を含んでいない

<整備方針図：避難路の整備（新設）>



## 【復興】 提案事項 2、3：避難路の整備（既存狭あい道路の拡幅など、柵の設置）

寺迫地区及び下寺中灰塚地区内に入った住宅地の道路は、幅員が狭いため離合ができない道路や柵などの安全施設が整備されていない道路が存在しています。そのため、災害時の円滑な避難行動に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

また、日常利用にも支障をきたすとともに、緊急時の消防車や救急車などの緊急車両の通行や救急活動においても支障をきたす可能性があります。

これらを踏まえ、都市の防災機能の向上のために、「提案事項 1」の道路（避難路）と繋がり、「寺迫地区まちづくり提案（第 1 次）」で提案した避難地が県道熊本高森線、木山城址公園、国道 443 号との連携が可能となる道路について、抜け道とならない程度（6 m程度）への幅員拡幅と道路の隅切りの整備を提案します。

また、災害時の円滑な避難の実現や二次災害の防止、日常利用時の安全性確保のため、同避難地に繋がる道路への柵の設置を提案します。

| 番号 | 提案事項                                      | 優先<br>順位 | 参 考       |                |      |
|----|-------------------------------------------|----------|-----------|----------------|------|
|    |                                           |          | 概算事業費     | 事業手法           | 合意形成 |
| 2  | 避難路の整備<br>（既存狭あい道路の拡幅など）<br>（W=6m、L=305m） | A        | 96,100 千円 | 都市防災総合<br>推進事業 | —    |
| 3  | 避難路の整備<br>（柵の設置）<br>（L = 40m）             | A        | —         | 都市防災総合<br>推進事業 | —    |

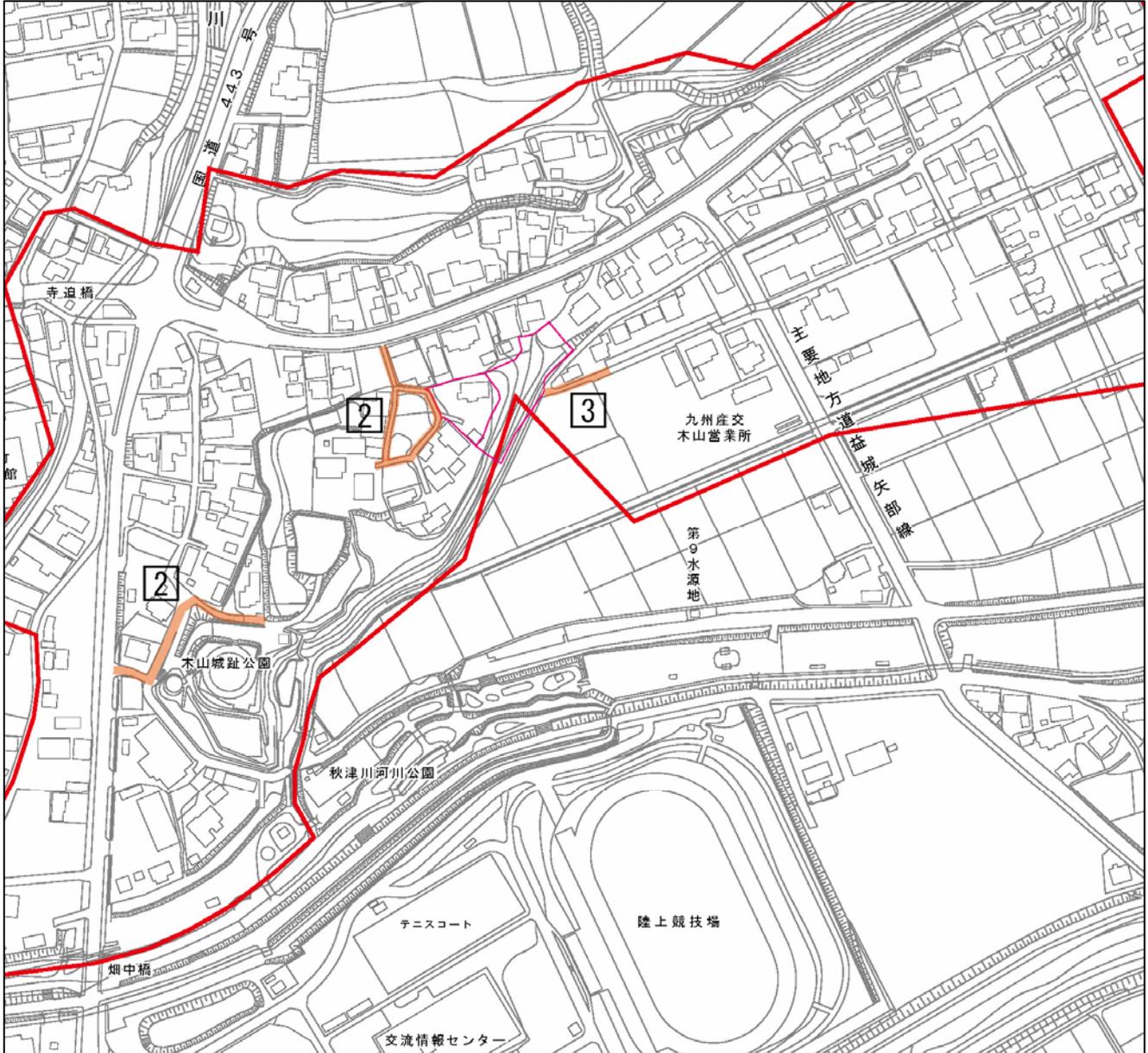
優先順位：A> B> C

※番号は、p. 14 の図に対応する

※ 2 の事業費は、一律幅員 6 m に拡幅することとして、算出

※ 2 の事業費には、家屋補償費を含んでいない

<整備方針図：避難路の整備（既存狭あい道路の拡幅など、柵の設置）>



## 【復興】 提案事項 4 : 避難地内出入口部及び通路の整備

「提案事項 1」同様、避難地内に多方面からの避難に対応した入口や通路などの整備は、災害時の円滑な避難に多大な貢献をもたらすこととなりますが、「寺迫地区まちづくり提案（第 1 次）」で提案した避難地は西側のみの接道となっています。

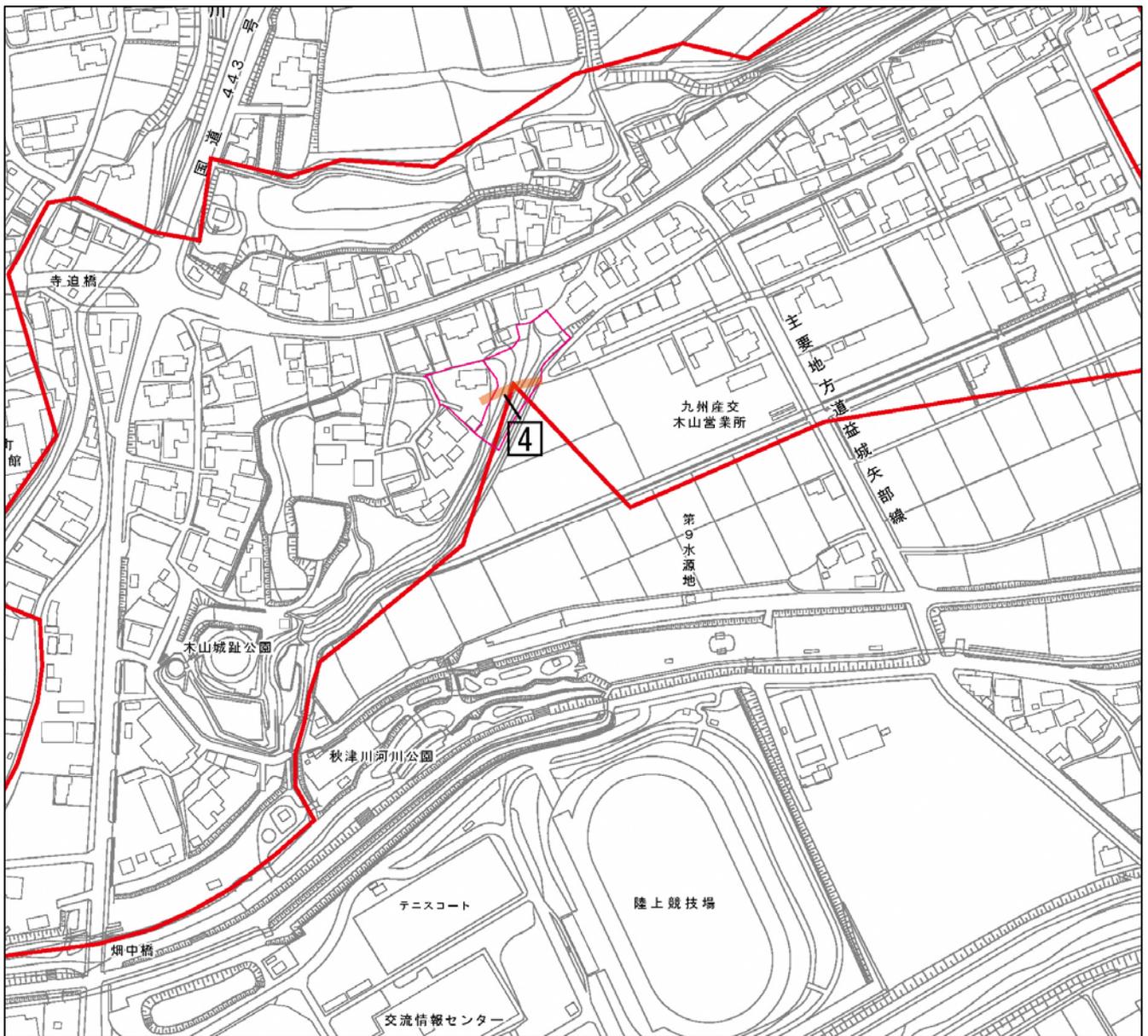
そのため、多方面からの避難に対応した避難地内の斜面側入口及び通路の整備を提案します。

| 番号 | 提案事項            | 優先<br>順位 | 参 考   |                |      |
|----|-----------------|----------|-------|----------------|------|
|    |                 |          | 概算事業費 | 事業手法           | 合意形成 |
| 4  | 避難地内出入口部及び通路の整備 | A        | -     | 都市防災総合<br>推進事業 | 済み   |

優先順位：A> B> C

※番号は、p. 16 の図に対応する

<整備方針図：避難地内出入口部及び通路の整備>



## 【復興】 提案事項 5 : 避難地隣接施設の整備

「寺迫地区まちづくり提案（第 1 次）」で提案した避難地は寺迫公民館と隣接しており、さらにその先には県道熊本高森線が位置しています。

寺迫公民館と避難地や県道熊本高森線が連携することにより、地区における災害時の避難機能が向上すると考えます。

また、避難地は、平時は公園としての利用が考えられますが、日々の地域コミュニティを形成・維持するための重要な施設である寺迫公民館及び県道熊本高森線と連携することにより、平時の利便性や生活環境が向上すると考えます。

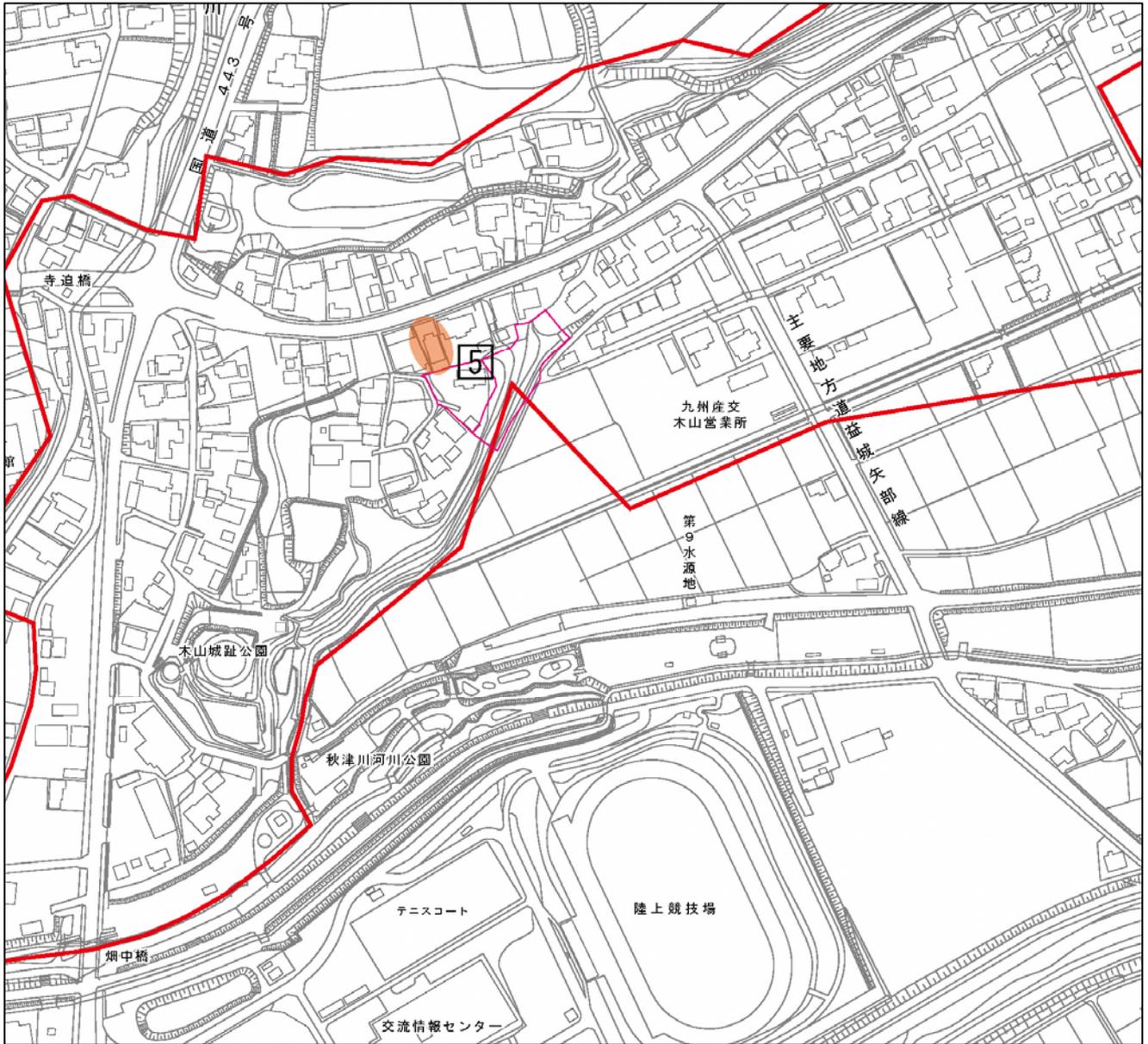
そのため、避難地、寺迫公民館、県道熊本高森線を繋ぐためのスロープ・階段、通路の整備を提案します。

| 番号 | 提案事項       | 優先順位 | 概要                                    |      |
|----|------------|------|---------------------------------------|------|
|    |            |      | 内容                                    | 事業手法 |
| 5  | 避難地隣接施設の整備 | A    | ・避難地、寺迫公民館、県道熊本高森線を繋ぐためのスロープ・階段、通路の整備 | -    |

優先順位：A>B>C

※番号は、p. 18 の図に対応する

<整備方針図：避難地隣接施設の整備>



## ②地域コミュニティの形成について

### 【復興】 提案事項 6 : 公民館出入口部の整備

寺迫公民館及び下寺中灰塚公民館は、日々の地域コミュニティを形成・維持するための重要な施設であるとともに、避難地と連携し災害時の地区の重要な避難施設にもなります。

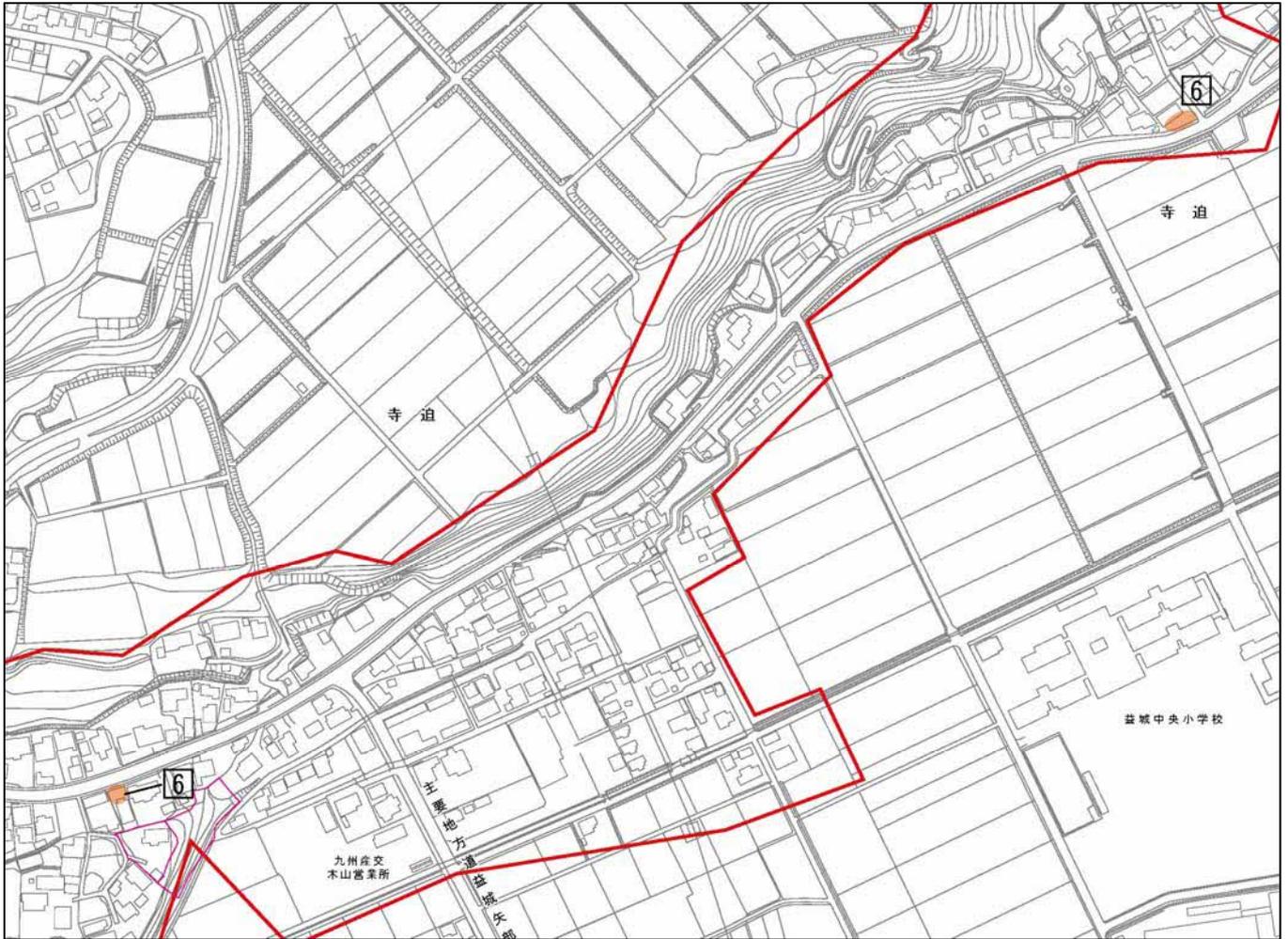
そのため、現況で砂利敷きなどとなっている寺迫公民館、下寺中灰塚公民館の出入口部について、日常及び災害時に車いすなど、誰でも利用しやすい舗装の整備を提案します。

| 番号 | 提案事項       | 優先順位 | 概要                                               |      |
|----|------------|------|--------------------------------------------------|------|
|    |            |      | 内容                                               | 事業手法 |
| 6  | 公民館出入口部の整備 | A    | ・日常及び災害時に車いすなど、誰でも利用しやすい、寺迫公民館、下寺中灰塚公民館出入口部の舗装整備 | -    |

優先順位：A>B>C

※番号は、p. 20の図に対応する

<整備方針図：公民館出入口部の整備>



### ③地域防災対策の推進について

#### 【復興】 提案事項 7 : 地域の安全性確保

寺迫地区及び下寺中灰塚地区内には、日々の利用に加え、災害時には重要な避難路などとなる主要幹線道路である県道熊本高森線が通っているとともに、地区内の道路は、通学路にも指定されています。

一方、両地区は、県道熊本高森線北側に崖地が位置し、南側は低地になっているという特色があります。

そのため、道路における夜間を含めた日々の安全・安心な歩行者（通学）空間確保、通学路の安全性確保及び災害時の安全性が確保される早期の各種整備の検討を提案します。

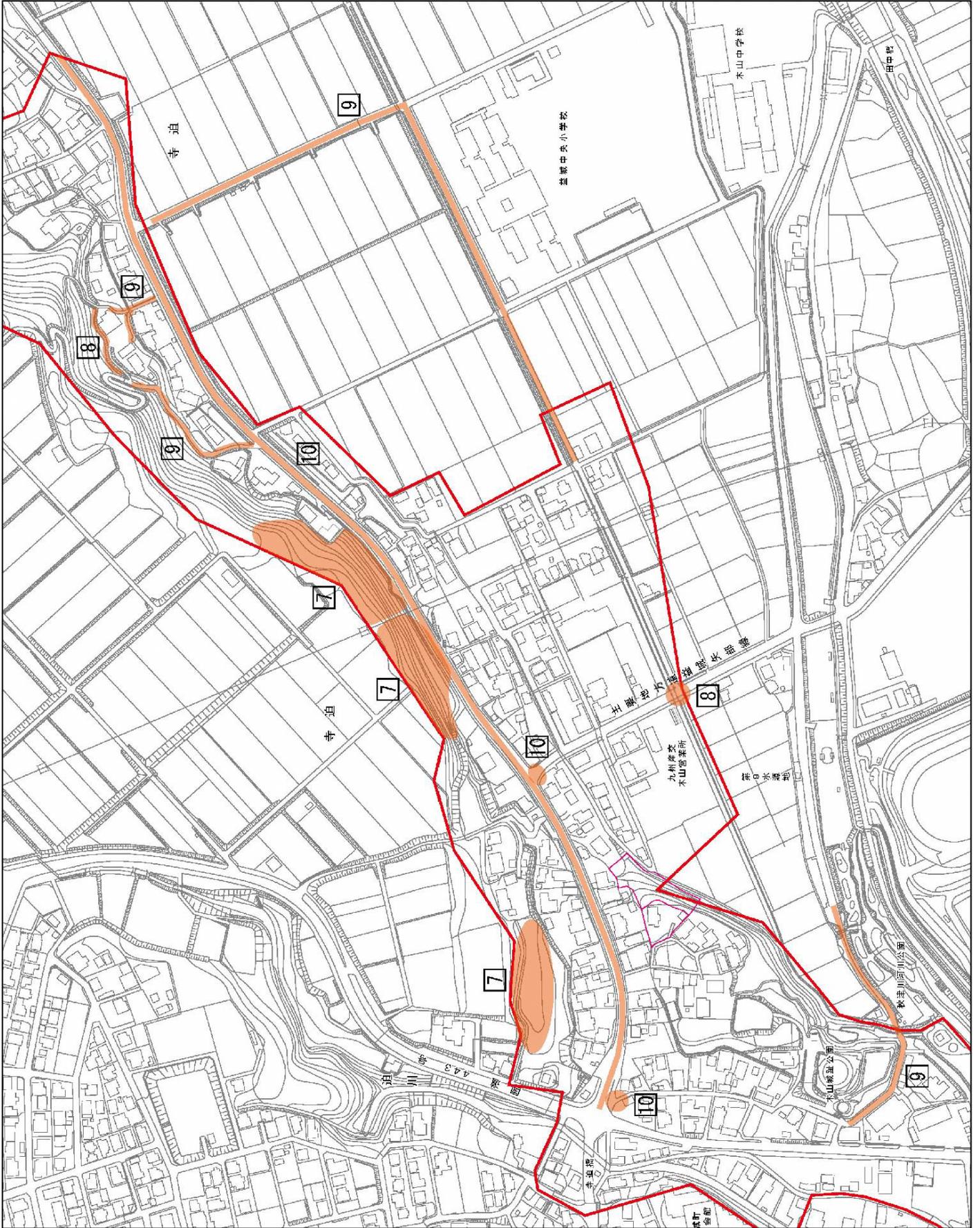
また、県道とはなりますが、地区の重要な幹線道路である県道熊本高森線における歩行者の安全が確保された歩道や接続道路交差部の整備検討の促進についての、県への働きかけを提案します。

| 番号 | 提案事項                  | 優先順位 | 概要                              |      |
|----|-----------------------|------|---------------------------------|------|
|    |                       |      | 内容                              | 事業手法 |
| 7  | 県道熊本高森線沿いの斜面の整備検討     | A    | ・急斜面の解消や地割れなどの整備・対策検討           | —    |
| 8  | 雨水排水設備の改修検討           | A    | ・雨水排水処理機能向上のための側溝や排水管の改修検討      | —    |
| 9  | 街灯の整備                 | B    | ・夜間でも安全・安心な歩行者空間確保のための街灯の新設     | —    |
| 10 | 県道熊本高森線及び接続箇所の整備検討の促進 | C    | ・歩行者の安全が確保された歩道や接続道路交差部の整備検討の促進 |      |

優先順位：A> B> C

※番号は、p. 22 の図に対応する

<整備方針図：地域の安全性確保>





## 参考資料

---

- 寺迫地区まちづくり協議会規約
- まちづくり協議会の体制
- まちづくり協議会の経緯

## 寺迫地区まちづくり協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、寺迫地区まちづくり協議会（以下「本会」といい、構成員を「会員」という。）と称する。

### (所在地)

第2条 本会の事務局は、住民との円滑な連携及び情報提供並びに運営のため、役員内に設置する。

### (目的)

第3条 本会は、益城町寺迫地区において、熊本地震からの復旧・復興が円滑に進み、地域住民の自宅再建が一刻も早く可能となること及び将来にわたる防災機能を有し、住みよい地域環境をつくり、育てる事、並びに地域住民への情報発信の場とすることを目的とする。

### (活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域の復旧・復興のため、行政及び関係機関等と協働し計画の立案、協議、調整、実施のための活動を行う。
- (2) 前号に定めるほか、目的を達成するために必要な活動を行う。
- (3) 目的以外の活動や他人の誹謗中傷などは、厳に慎む。

### (会員)

第5条 本会は、次に定める会員をもって構成する。

- (1) 土地・建物の権利の有無に関わらず、益城町寺迫地区及び下寺中灰塚地区において居住していたもので、第3条の目的に賛同するもの。
- (2) 上記地区内に活動拠点を有する事業所及び各種団体。

### (専門的知識を有する者の活用)

第6条 本会は、まちづくりに関する専門的知識を有する者（学識者等）に対し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。

### (役員)

第7条 本会には、以下に定める役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

(5) 会計 1名

(6) 書記 1名

(7) 相談役 若干名

2 役員は、会員の互選による。ただし、総会において承認された会員。

3 会計及び書記は、会長が指名し総会において承認された会員。

4 会長が必要と認めた場合は、上記以外の役職を置くことが出来る。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときはその職務を代行する。

3 理事は、本会の目的を達成するため、啓発、意見集約、合意形成に努め、まちづくり全般の活動を行う。

4 監事は、本会の会計を監査する。

5 会計は、本会の会計事務を行う。

6 書記は、本会に関する記録業務を行う。

7 相談役は、本会の運営につき役員会及び会長に助言する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第10条 本会に、総会、役員会及び部会を置く。

(総会)

第11条 総会は、会員名簿の全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認める場合、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集し、議長は出席した会員の中から選出する。

4 総会は、次の事項を審議し議決する。

(1) 活動方針

(2) 予算及び決算

(3) 役員選出

(4) 規約の改正、その他、必要な事項

5 総会は、参加した会員をもって成立する。

6 議決は、参加者の過半数の賛成をもって成立する。

(役員会)

第12条 役員会は、第7条第1項に定める役員により構成する。

2 役員会は、次の事項を協議し必要に応じ審議及び議決する。

- (1) 総会で審議すべき事項
- (2) 総会で審議及び議決を委任された事項
- (3) 緊急等の事情により総会を開催することが困難な場合、総会に代わり必要事項を審議し議決することができる。
- (4) その他、役員会が特に必要と認めた事項。

(部会)

第13条 部会は、本会が取り組む事業の内容等により、設置する必要が生じた場合に置くことができる。

- 2 部会の設置は役員会で決定する。
- 3 部会は、まちづくりに必要な事項を協議し、その結果を役員会に報告する。
- 4 部会長は、第7条第1項に定める役員から選出する。

(会費)

第14条 本会の経費は、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計)

第15条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

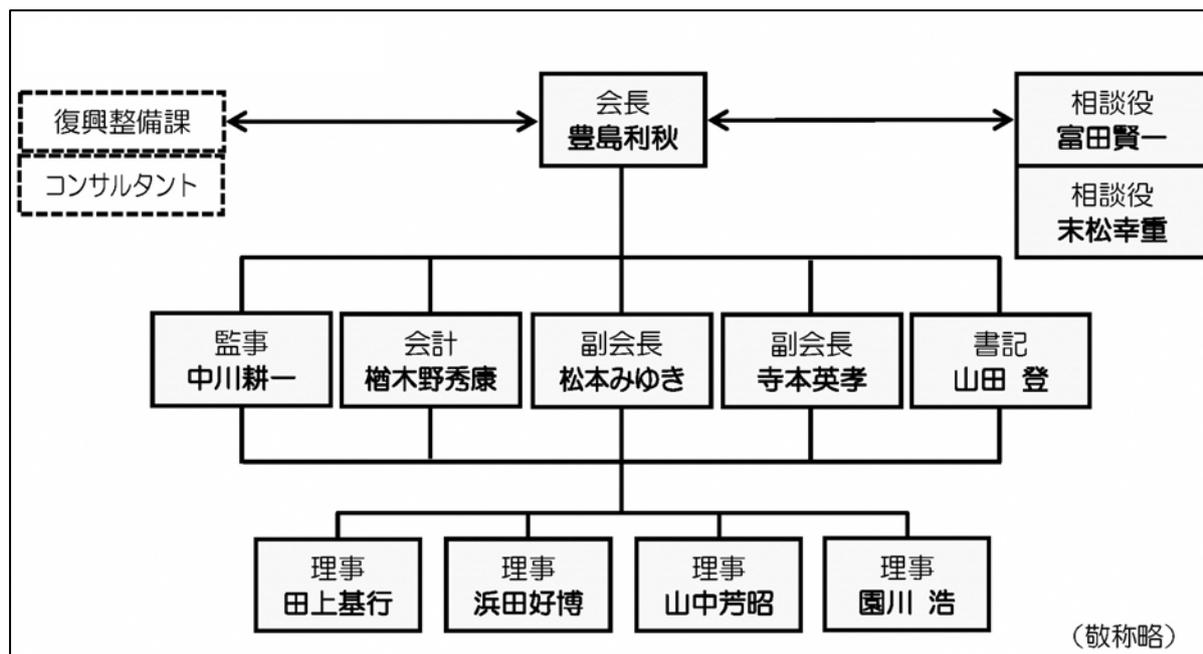
- 2 予算は、役員会で特に必要と認める場合、補正及び流用が出来る。

付則

本規約は、令和元年7月7日より施行する。

## 寺迫地区まちづくり協議会の体制

### 【組織体制図】



### 【役員】

| 役 職 | 氏 名    |
|-----|--------|
| 会 長 | 豊島 利秋  |
| 副会長 | 松本 みゆき |
|     | 寺本 英孝  |
| 書 記 | 山田 登   |
| 会 計 | 榎木野 秀康 |
| 監 事 | 中川 耕一  |
| 理 事 | 田上 基行  |
|     | 浜田 好博  |
|     | 山中 芳昭  |
|     | 園川 浩   |
| 相談役 | 富田 賢一  |
|     | 末松 幸重  |

## 寺迫地区まちづくり協議会の経緯

| 年月日            | 実施事項                  | 内 容                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和元年 5月 30日(木) | 事前協議                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立にむけての流れ</li> <li>・設立に向けた各種事前準備について</li> <li>・今後の予定</li> </ul>                                                                                                                  |
| 令和元年 6月 13日(木) | 準備会                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立総会について（当日の流れ、当日資料、役割分担）</li> </ul>                                                                                                                                             |
| 令和元年 6月 17日(月) | まち協だより準備号発行           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前協議、準備会の開催報告</li> <li>・準備会の役員について</li> <li>・設立総会の開催案内</li> <li>・資料「まちづくり協議会について」</li> </ul>                                                                                     |
| 令和元年 7月 7日(日)  | 設立総会                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協議会の必要性と規約概要および組織について</li> <li>・まちづくり協議会設立と規約の承認および役員の選出</li> <li>・今後の進め方（案）</li> <li>・まちづくり提案（第1次）承認について</li> </ul> </li> </ul> |
| 令和元年 7月 25日(木) | 役員会                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回協議会（第1回勉強会）について（当日の内容案、開催日時など）</li> <li>・まちづくり提案（第1次）案について</li> <li>・まち協だより創刊号について</li> </ul>                                                                                  |
| 令和元年 8月 1日(木)  | まち協だより創刊号発行           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立総会開催報告</li> <li>・寺迫地区まちづくり協議会の役員決定の報告</li> <li>・避難地の位置などの提案、承認についての報告</li> <li>・勉強会開催のお知らせ</li> </ul>                                                                          |
| 令和元年 8月 22日(木) | 第1回<br>「地区をみんなで考えよう会」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害についての基礎知識の共有（災害について、町内避難地の防災施設について）</li> <li>・地区の現状を知る（地震前・地震後、豪雨時）</li> <li>・これからの地区に思うこと</li> <li>・避難地に思うこと</li> </ul>                                                       |
| 令和元年 9月 25日(水) | 役員会                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回「地区をみんなで考えよう会」の結果概要</li> <li>・第2回「地区をみんなで考えよう会」について</li> <li>・まち協だより第2号案、第2回「地区をみんなで考えよう会」開催案内案について</li> <li>・まちづくり提案（第1次）案について</li> </ul>                                    |
| 令和元年 9月 30日(月) | 寺迫地区まちづくり提案書(第1次)提出   | 提案事項：公園整備（避難地）                                                                                                                                                                                                           |
| 令和元年 10月 1日(火) | まち協だより第2号発行           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回「地区をみんなで考えよう会」が開催報告</li> <li>・第2回「地区をみんなで考えよう会」開催案内</li> </ul>                                                                                                                |

| 年月日               | 実施事項                    | 内 容                                                                                                                                                                           |
|-------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和元年 10 月 24 日(木) | 第 2 回<br>「地区をみんなで考えよう会」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の振り返り</li> <li>・意見交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の将来像を考えよう</li> <li>・課題への対応</li> <li>・避難地の施設配置</li> </ul> </li> </ul> |
| 令和元年 11 月 27 日(水) | 役員会                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 回「地区をみんなで考えよう会」について結果概要</li> <li>・まちづくり提案（第 2 次）案について</li> <li>・総会開催について</li> <li>・まち協だより第 3 号案について</li> </ul>                    |
| 令和元年 12 月 1 日(日)  | まち協だより第 3 号発行           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり提案事項（第 1 次）提出報告</li> <li>・第 2 回「地区をみんなで考えよう会」開催報告</li> <li>・臨時総会開催案内</li> </ul>                                                  |
| 令和元年 12 月 10 日(火) | 役員会                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり提案（第 2 次）案（修正版）について</li> <li>・臨時総会（12 月 15 日（日）開催）について</li> </ul>                                                                |
| 令和元年 12 月 15 日(日) | 臨時総会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案 <ul style="list-style-type: none"> <li>第一号議案 まちづくり提案（第 2 次）案の承認について</li> </ul> </li> </ul>                                         |